

岩手県告示第171号

平成29年2月17日付け岩手県報第11658号掲載保安林の指定施業要件の変更予定（平成29年岩手県告示第109号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不分明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成29年3月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更する予定の森林に係る通知の要旨

(1) 指定施業要件を変更する予定の森林の所在場所 気仙郡住田町世田米字天風103の1、103の2、103の7

(2) 所在が不分明である通知の相手方 菅野豊助、紺野耕一、紺野己太郎、紺野長吉、紺野友作、佐々木喜一郎、佐藤嘉作、佐藤実、高木金助、吉田タケ

2 通知の内容を掲示した場所 住田町役場